

琉球大学学術リポジトリ

北魏孝文帝代の尚書省と洛陽遷都（9）： 宗室元氏の尚書省官への任官状況に焦点を当てて

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学国際地域創造学部地域文化科学プログラム 公開日: 2020-04-01 キーワード (Ja): 北魏, 孝文帝, 尚書省, 遷都, 平城, 洛陽, 平城尚書省・洛陽尚書省並立体制, 洛陽, 尚書省単立体制 キーワード (En): 作成者: 長部, 悦弘, Osabe, Yoshihiro メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/45426

北魏孝文帝代の尚書省と洛陽遷都（9）

—宗室元氏の尚書省官への任官状況に焦点を当てて—

長 部 悦 弘

(琉球大学国際地域創造学部)

The Secretary Department 尚書省 and Transfer of the Capital from
Pingcheng 平城 to Luoyang 洛陽 under the Reign of the Emperor
Xiaowen 孝文帝 at the Age of Beiwei 北魏

Yoshihiro OSABE

(Faculty of Global and Regional Studies, University of the Ryukyus)

要旨

北魏孝文帝代は、北魏史上国家体制の一大転換点とみなすことができよう。476年に始まる文明太后馮氏の臨朝聴政下では、484年に班禄制を立て、485年に均田法を頒布し、486年に三長制を敷いた。490年の文明太后馮氏の亡き後、孝文帝親政下で491年に第1次、499年に第2次官制改革を各々遂行し、493年には洛陽遷都を敢行し、496年は姓族詳定を推進した。なかでも493年の平城から洛陽への遷都は、北魏史上領域支配体制の中心たる王都を『農業—遊牧境界地帯』から『農業地域』に移した一大事業であったと言える。

小論では、493年9月に孝文帝が洛陽において遷都を宣言した後、494年12月～495年8月までの間存在していた「平城尚書省・洛陽尚書省並立体制」が孝文帝集団の構成員に支えられ、「平城尚書省」が廃止された翌496年に遷都に反対する旧「平城尚書省」高官陸叡らが中心となって平城で反乱を企てて鎮圧され、「洛陽尚書省単立体制」が確立されたことを論じた。

キーワード：北魏 孝文帝 尚書省 遷都 平城 洛陽 平城尚書省・洛陽尚書省並立体制 洛陽尚書省単立体制

目次

序

第1章 孝文帝の尚書省重視

第2章 孝文帝代前期献文帝と文明太后の軋轢（471～476）

第3章 文明太后による献文帝の寵臣肅清（476～479）

第4章 文明太后臨朝聴政体制の確立—文明太后集団の成立

第5章 孝文帝集団の成立

第1節 文明太后集団の継承と構成員に対する処遇

第2節 孝文帝集団の独自構成員

- 第3節 外戚李氏と馮氏の待遇
- 第6章 孝文帝代の尚書省高官
 - 第1節 献文帝実権期（471～476）
 - 第2節 文明太后臨朝聴政期（476～490）
 - 第3節 孝文帝実権期第1期（490～497）
 - A 洛陽遷都前（490～493）
 - B 洛陽遷都後（493～497）
 - 第4節 孝文帝実権期第2期（497～499）
- 第7章 孝文帝の行幸・親征行
- 第8章 北魏支配者層の洛陽徙住－孝文帝平城－洛陽行を含めて
- 第9章 孝文帝巡幸・親征行随従者
 - 第1節 洛陽－豫州・鄴行幸及び洛陽－平城行幸随従者
 - 第2節 南斉親征行随従者
- 第10章 平城留守者並びに洛陽留守者
 - 第1節 平城留守者
 - 第2節 洛陽留守者
 - 第3節 平城留守者・洛陽留守者と元氏
- 第11章 平城尚書省・洛陽尚書省並立体制（494年12月～495年8月）
 - 第1節 平城尚書省高官就任者
 - 第2節 洛陽尚書省高官就任者（1）
- 第12章 孝文帝集団と行幸・親征行随従者及び平城・洛陽両尚書省並立体制
 - 第1節 孝文帝集団と行幸・親征行随従者
 - 第2節 孝文帝集団と平城・洛陽両尚書省並立体制
- 第13章 平城・洛陽両尚書省並立体制の消滅と洛陽尚書省単立体制の確立
 - 第1節 穆泰・陸叡一派の処分
 - 第2節 洛陽尚書省単立体制の成立（以上本号）

第12章 孝文帝集団と行幸・親征行随従者及び平城・洛陽両尚書省並立体制

本章では、孝文帝実権期第1期（490～497）の行幸・親征行随従者及び平城・洛陽尚書省高官就任者に前にみた孝文帝集団の構成員がどの程度居たのか、検討しよう。まずは行幸・親征行随従者に目を向けよう。

第1節 孝文帝集団と行幸・親征行随従者

孝文帝実権期第1期（490～497）の行幸・親征行は、第1回平城－洛陽行（493年8月～493年9月）・第1回洛陽－平城行（494年2月～494年閏月）・第2回平城－洛陽行（494年10月～494年11月）・第1回南斉親征行（494年12月～495年5月）・第2回洛陽－平城行（497年正月～497年2月）である。以上の各行幸・親征行には必ず孝文帝集団構成員が参加した。参加した孝文帝集団構成員を拾うと、以下の如くなる（2）。

第1回平城－洛陽行（493年8月～493年9月）は、元澄（任城王）・元詳（北海王）・元勰（彭城王）・元賛・李沖・李彪・馮誕である。洛陽－豫州・鄴－洛陽行幸（493年10月

～494年正月）は、元澄（任城王）である。第1回洛陽－平城行（494年2月～494年閏月）は、元澄（任城王）・元詳（北海王）・元勰（彭城王）・元賛である。第2回平城－洛陽行（494年10月～494年11月）は、元澄（任城王）・元雍（高陽王）・元羽（広陵王）・元詳（北海王）・元勰（彭城王）である。第1回南斉親征行（494年12月～495年5月）は、元禧（咸陽王）・元勰（彭城王）・元澄（任城王）・馮誕である。第2回洛陽－平城行（497年正月～497年2月）は、元勰（彭城王）である。いずれの行幸・親征行にも、孝文帝集團構成員の元氏が必ず最低1人は陪侍している。そのことは、行幸・南斉親征行において、元氏の占める比重が大きかったことを示唆している。今1度元氏に限って、当該時期の行幸・親征行の随従者をみてみよう。

第1回平城－洛陽行（493年8月～493年9月）及び第1回洛陽－平城行（494年2月～494年閏月）には、弟の元詳（北海王）・元勰（彭城王）、元賛が随従し、第2回平城－洛陽行（494年10月～494年11月）には、元詳（北海王）・元勰（彭城王）の他に、弟の元雍（高陽王）・元羽（広陵王）の2人を加えた。中でも元勰（彭城王）は、洛陽－豫州・鄴－洛陽行幸（493年10月～494年正月）を除いて、上記の行幸・南斉親征行に参加した。文明太后臨朝聽政期（476～490）の485年に始平王に封ぜられ、侍中・征西大將軍を加えられた。その後、侍中・征西大將軍は解任し、光祿大夫を拜した。そして再び侍中に除せられ、常時禁中に詰め、軍国大政に参決し、万機に関与した。孝文帝の厚い信頼を得ていたことが、看取れる。その後孝文帝の第1回洛陽－平城行（494年2月～閏月）に元詳（北海王）とともに従う。第1回南斉親征行（494年12月～495年5月）には行撫軍將軍を拜命し、宗子軍を率領し、左右に宿衛した（『魏書』21下元勰伝・『北史』19同伝、『資治通鑑』139 齊紀5 明帝建武元年〔494〕12月辛亥の条）（3）。494年12月には、食邑2000戸を賜与され、中書令に転じた。孝文帝の第2回洛陽－平城行（497年正月～497年2月）にも加わった。第1回南斉親征行（494年12月～495年5月）において宗子軍を率いて左右に宿衛したことから、第2回洛陽－平城行（497年正月～497年2月）においても宗子軍を率領して孝文帝の側に宿衛したと思われる。元勰（彭城王）の他に、見逃してならないのは、元澄（任城王）である。

元澄（任城王）は、孝文帝実権期第1期（490～497）において第2回洛陽－平城行（497年正月～497年2月）以外のすべての行幸・南斉親征行に加わった。厳密には、第2回洛陽－平城行（497年正月～497年2月）の一行に身を投じることはなかったが、孝文帝に先駆けて洛陽を発って、平城に入っていたのである。もしこれも行幸への随従に数え上げるならば、元澄（任城王）はすべての行幸・南斉親征行に従ったと言えよう。かかる結果を踏まえて、平城・洛陽尚書省高官就任者をみてみよう。

第2節 孝文帝集團と平城・洛陽両尚書省並立体制

孝文帝実権期第1期（490～497）のB洛陽遷都後（493～497）の孝文帝集團構成員と尚書省高官就任者を対比してみよう。

当該時期の尚書省高官就任者には、孝文帝集團構成員が少なからず認められる。平城尚書省と洛陽尚書省に分けてみてみよう。平城尚書省は、同時期内の平城尚書省単立期間（493年9月～494年12月）において、録尚書事であった元丕（平陽郡公）・元羽（広陵王）、尚書令であった陸叡、尚書僕射であった元澄（任城王）・元賛のいずれもが該当し、尚書省高官就任者5

名全員であった。その中、平城・洛陽両尚書省並立期間（494年12月～495年8月）において平城尚書省高官の地位にあったのは、元羽（広陵王）・元澄（任城王）を除く、元丕（平陽郡公）・陸叡・元賛の3名である。孝文帝実権期第1期（490～497）の洛陽遷都宣言（493年9月）後に洛陽尚書省において尚書省高官として勤務した者の中、孝文帝集團構成員として認められるのは、録尚書事であった穆亮、尚書僕射であった元澄（任城王）・元詳（北海王）・李沖の4名全員である。以上の4名すべてが、平城・洛陽両尚書省並立期間（494年12月～495年8月）において洛陽尚書省高官の地位にあった。平城・洛陽両尚書省はいずれも孝文帝集團構成員により運営されたと言ってよいであろう。

孝文帝実権期第1期（490～497）のB洛陽遷都後（493～497）の平城・洛陽両尚書省の人事配置をみると、その占めた地位から孝文帝集團所属の元氏の運営上果たした比重が最も大きいと考えられる。そのことは特に孝文帝が平城・洛陽を空けた期間、尚書省を総攬したことから窺える。平城尚書省においては元丕（平陽郡公）・元羽（広陵王）の両人が平城尚書省単立期間（493年9月～494年12月）の第1回平城留守期間（493年8月～494年閏月）に録尚書事として頂点に立ち、ついで元丕（平陽郡公）1人が第2回平城留守期間（494年7月～494年8月）、さらに平城尚書省単立期間（493年9月～494年12月）と平城・洛陽両尚書省並立期間（494年12月～495年8月）の両期間に跨る第3回平城留守期間（494年10月～497年2月）中、并州刺史に左遷される前、晩くとも平城・洛陽両尚書省並立期間（494年12月～495年8月）の495年3月まで録尚書事として尚書省を統轄した。

洛陽尚書省においては元詳（北海王）が、平城・洛陽両尚書省並立期間（494年12月～495年8月）内の第3回洛陽留守期間（494年12月～495年5月）の起点となる494年12月に孝文帝が第1回南斉親征行に洛陽から出立するに際して尚書僕射（左右は不明）に任命され、孝文帝実権期第2期（497～499）の第9回洛陽留守期間（497年8月～499年正月）のはじめ497年8月に行領軍に転ずるまで、第3回洛陽留守期間（494年12月～495年5月）を含む平城・洛陽両尚書省並立期間（494年12月～495年8月）を挟んで尚書僕射の地位を保った。穆亮は494年12月以来、497年7月に冀州刺史に転出するまで録尚書事の位を守った。第1回南斉親征行（494年12月～495年5月）により生じた第3回洛陽留守期間（494年12月～495年5月）には、穆亮が尚書省官中最高位である録尚書事として居たにもかかわらず、下位である尚書僕射（左右は不明）に在職していた元詳（北海王）は尚書省の統轄を託された（『資治通鑑』139 齊紀5 明帝建武元年〔494〕12月辛亥の条）。平城・洛陽両尚書省並立体制が敷かれた平城・洛陽両尚書省並立期間（494年12月～495年8月）において、平城・洛陽のいずれの尚書省にも、孝文帝集團の構成員が高官として配置されたのである。その中で、元氏が上位に立つ体制が採られたと考えられる。

孝文帝の尚書省高官に就いた元氏に注目すると、以下のことが看取される。平城において494年に孝文帝が実行した考課に目を向けると、元丕は考課を受けた形跡は認められず、考課の前も後も太尉・録尚書事の地位を保持した（『魏書』14元丕伝・『北史』15同伝；『魏書』21上元羽伝・『北史』19同伝）。元丕は、前にみた如く、494年の考課前、文明太后臨朝聽政期（476～490）以来、尚書省高官に就いた経歴を有する。即ち文明太后臨朝聽政期（476～490）に録尚書事に就任して以来、一貫してその地位を占めて来た。孝文帝に尚書省高官としての経歴を買われて尚書省の運営を任されたのであろう。

洛陽では、前述した如く、孝文帝は、元詳（北海王）の尚書省総攬を助けるために、とくに崔

休を選んで尚書省の実務処理の要となる尚書左丞に任命した（『魏書』69崔休伝・『北史』24同伝、『資治通鑑』139 齊紀5 明帝建武元年〔494〕12月辛亥の条）。平城・洛陽の両尚書省における元氏重用の人事配置は、孝文帝の意志より出たものと考えられる。

平城・洛陽両尚書省並立体制は、495年8月に文武百官が平城を去った時点で消滅したと思われる。穆泰・陸叡一派の政変未遂事件はその後に起きた。それは、同体制解消への抵抗であるかのようなのである。政変計画露呈後、孝文帝の手により行われた穆泰・陸叡一派への処分を手掛かりに政変未遂事件に至る過程、その背景を探ってみよう。

第13章 平城・洛陽両尚書省並立体制の消滅と洛陽尚書省単立体制の確立

第1節 穆泰・陸叡一派の処分

北魏の支配者層は、孝文帝が実権期第1期（490～497）において、とくに洛陽遷都を境に推進する一連の改革に対して支持派と反対派とに割れたとみられる(4)。洛陽遷都に限ってみても、その中核を形成していた孝文帝集団には、反対者と賛成者が混在していた。洛陽遷都反対者は、遷都宣言直後に平城に居た元丕・陸叡であった。賛成者は同じく遷都宣言直後洛陽に滞在していた穆亮・李冲、平城・洛陽間を往来した元澄（任城王）・元賛・于烈であった。

493年の孝文帝による遷都宣言以来、一見順調に進んできた洛陽遷都事業は、496年には危機に直面した。先ず同年8月に孝文帝が嵩山行幸に洛陽を空けた隙に乗じて、皇太子元恂が洛陽から平城を目指して遁走した。12月には皇太子元恂を廃して庶人に落とし、翌497年正月に元恪を皇太子に立てた。のちの宣武帝である(5)。

さらに反対活動の頂点を極めたのが、496年に恒州刺史穆泰・定州刺史陸叡が首謀者となった一派が反乱を企てた事件であった(6)。穆泰・陸叡はともに孝文帝集団の構成員であった。493年の洛陽遷都後、旧都平城及びその周辺地区を治める司州は廃され、代わって恒州が設置された（『魏書』106上 恒州）。司州は、洛陽に置かれた（『魏書』106中 洛州）。496年に穆泰は恒州刺史への転任を希望して叶えられた。定州刺史には、穆泰と入れ替わりに陸叡が赴任することとなった。陸叡が定州に向けて出発する前、穆泰は平城に到着した。そして陸叡を誘って、旧都平城において謀反を企てた。陸叡以外に、右将軍元隆・驍騎将軍元超・撫冥鎮将元業・賀頭・射声校尉元楽平・前彭城鎮将元拔・代郡太守元珍（以上『魏書』27穆泰伝・『北史』20同伝）・穆羆（『魏書』27穆羆伝・『北史』20同伝、『魏書』27穆亮伝・『北史』20同伝）とともに、孝文帝を廃して、朔州刺史の元頤（陽平王）を皇帝に祭り上げようとしたが、元頤（陽平王）は諾わず、逆に密かに穆泰らの企てを孝文帝に告発した。孝文帝はそこで元澄（任城王）を遣わした。元澄（任城王）は并州・肆州の兵士を率いて、旧都平城に向かったが、先ずは治書侍御史の李煥を平城に乗り込ませて不意を衝かせたところ、穆泰らは驚き、なすすべを知らなかった。穆泰の共謀者たちは、李煥の説得に応じて投降した。穆泰は数百人の部下を率いて李煥を攻めて最後の抵抗を試みたが、撃ち破られ、遁走した後捕えられた。翌497年2月に孝文帝が自ら平城において穆泰・陸叡一派を処断し、乱は終息を見た（『魏書』27穆泰伝・『北史』20同伝）。

孝文帝の手になる処分は、首謀者穆泰・陸叡をはじめ、元隆・元超・元業3兄弟など参加者に下されたのみならず、さらに直接実行に手を染めなくとも、黙認した元丕・穆羆など計画者の周辺に居た人々をも巻き込んだ。加えて、以下、穆泰・陸叡の反乱制圧直後に処分が終わったのみならず、暫くしてから施された関係者への赦免後もなお行われた。孝文帝の穆泰・陸叡反乱計画

露頭後の関係者に対する始末をみてみよう。

反乱制圧直後、穆泰はその側近とともに誅殺され、陸叡は獄において死を賜った（『魏書』27 穆泰伝・『北史』20 同伝）。元隆・元超・元業3名は、誅殺された（『魏書』14 元丕伝・『北史』15 同伝）。元楽平・元拔・元珍・賀頭ら4名への処分は史乘に明記されていないが、恐らく死罪は免れ難かったに相違あるまい。

計画に直接加担していたもののみならず、黙認していたものにも処分は及んだ。反乱計画参加者の血縁者である元丕と穆羆が、それである。元隆・元超・元業は兄弟であり、元丕の子であった。元丕は反乱計画が練られる前、495年3月以後に録尚書事から并州刺史にすでに転出していたが、子の元隆・元業・元超を通して計画を知って、不首尾に終わることを懸念して、困難である旨を口にしながら、心中では容認していたとされる。それ故、告発しなかった。結局元丕は、以上の3子が反乱計画に加担していたことを知っていた孝文帝の求めにより平城まで同道して、3子に対する訊問を面前で見せつけられた上、前妻の子どもである、元隆・元超の同母兄弟は敦煌に徙された一方、その責任を問われて、不死の詔を前に賜与されていたことにより死罪を減ぜられたものの、庶人に貶められ、後妻の子どもとともに并州刺史として赴任していた太原に流された。尤も太原に赴いたのは、一旦孝文帝とともに平城から洛陽に上った後のことである（『魏書』14 元丕伝・『北史』15 同伝）。穆羆に至っては、事件関係者の赦免後に処分を受けた。穆羆については、後で触れることとする。また反乱計画者の血縁者というより、むしろ職務上の立場が理由で処分を受けたものも認められる。

元思誉（元永全）は、曾祖父が太武帝、祖父が元晃（景穆帝）、実父が元天賜（汝陰王）、養父・叔父が元胡兒（楽陵王）で、道武帝の直系に属し、疏属の元隆・元超・元業3兄弟とは極めて疏遠とは言え、ともに宗室元氏に属して血縁関係があったが、むしろ鎮北將軍・行鎮北大將軍として平城に駐屯していた時に、穆泰の謀反を知っていたにも拘わらず、告発しなかった点を問われ、のちに死罪は免れたものの、封爵を削奪され、庶人に貶められた（『魏書』19 下元思誉伝・『北史』18 同伝）。これは、生前咎められた例であるが、処分が下された当時、すでに他界していたものにも、処罰は及んだ。元楨（南安王）は曾祖父が明元帝、祖父が太武帝、父が元晃（景穆帝）、兄弟が元雲（任城王）、子が元英・元怡、孫が元熙・元誘・元略・元纂・元肅、甥が元澄（任城王）であった。相州刺史在職中の496年8月にすでに死去してはいたが（『魏書』7 下 高祖紀下 太和20年〔496〕8月丁巳の条・『北史』3 魏本紀3 太和20年〔496〕8月丁巳の条）、穆泰の謀反を知っていたにも拘わらず、告発しなかった罪を問われ、のちに封爵を追奪され、国を除かれた（『魏書』19 下元楨伝・『北史』18 同伝）。

さらに、反乱関係者の赦免後に、処分を受けたものが認められる。上述した穆羆である。穆羆は高祖父が穆崇、曾祖父が穆覲（穆遂留の弟）、祖父が穆壽、父が穆平国、弟が穆亮であった。高祖父が穆崇、曾祖父が穆遂留、祖父が穆乙九、父が穆真である穆泰とは、高祖父穆崇をともにする関係にあった。反乱が企てられた当時、夏州刺史あるいは侍中・中書監で、夏州か洛陽に居たと推察されるが、両人は竊かに通じていたとされ、共謀関係にあったとみられる（『魏書』27 穆泰伝・『北史』20 同伝）。後に反乱の罪が赦免された後に両人の関係が露頭し、魏郡開国侯を削除されて庶民に落とされた（『魏書』27 穆羆伝・『北史』20 同伝）。両人の関係が容易に表れなかったのは、穆羆が計画の立てられた平城から遠隔の地に居たため、穆泰ほど深く関わっていなかったが故であろうかと推察される。何も関わりを持たない、弟の穆亮の去就をも、左右した。弟穆亮は司空兼録尚書事として洛陽に留鎮した。兄穆羆が処罰された後、司空府事を

属僚の司馬慕容契に委ねて、自身を弾劾した。孝文帝はこれを認めず司空の任に復させたが、497年6月には司空を自ら辞し（『魏書』7下高祖紀下 太和21年〔497〕6月癸亥の条、『北史』3 魏本紀3 太和21年〔497〕6月癸亥の条）、翌7月には征北大將軍・開府儀同三司・冀州刺史に転出した（『魏書』7下高祖紀下 太和21年〔497〕7月戊辰の条、『魏書』27 穆亮伝・『北史』20 同伝）。

第2節 洛陽尚書省単立体制の成立

政変未遂事件は、北魏支配者層の中に蟠っていた孝文帝の反対勢力の存在を顕在化した。しかも孝文帝が信頼していた集団の中に、孝文帝への反対者の存在することを白日に曝した。反対者の急先鋒が、陸叡及び穆泰であったことは言うまでもない。さらにかれらとは距離を置いてはいたものの、暗黙の支持を与えていたのが、元丕であった。いずれもかつて孝文帝が文明太后馮氏により廃太子されようとした際には、阻止に当たり、孝文帝の信頼を勝ちえた人物である。孝文帝集団の有力構成員であった。加えて、尚書省高官を勤めた。なかでも元丕と陸叡は、平城・洛陽両尚書省並立期間（494年12月～495年8月）以前の平城尚書省単立時期から、尚書省上層部に長期間席を占めた。

だが元丕・陸叡は、孝文帝と袂を分かった。その対立は、洛陽遷都をめぐる顕在化した。孝文帝は493年8月に平城を立てて第1回平城―洛陽行（493年8月～493年9月）に従って洛陽において「遷都」を宣言した後、第1回洛陽―平城行（494年2月～494年閏月）ではじめて平城に帰還した際、留守官と洛陽遷都の是非を巡って議論した。その時、反対の意を表したのが、穆羆・于果・青龍・呂受恩、そして元丕であった（『魏書』14 元丕伝・『北史』15 同伝）。元丕は、議論の場で反対を表明した後孝文帝の論に服したようであるが、心底納得したわけではない。当時陸叡は、議論の輪には入っていなかった。だが陸叡もまた、反対の意を抱いていた。2人は、495年3月に平城で亡くなった岳父馮熙の葬礼への参席を求めて、第1回南斉親征行（494年12月～495年5月）に従っていた孝文帝を平城に呼び戻そうと試みた（『魏書』14 元丕伝・『北史』15 同伝、『魏書』40 陸叡伝・『北史』28 同伝）。いずれも遷都に反対していたからであると言われる（『資治通鑑』140 齊紀6 明帝建武2年〔495〕4月辛丑の条）。結果は、洛陽の造営事業は着手したばかりにもかかわらず、平城へ誘うと、孝文帝から憤激を買い、尚書省高官を免ぜられた。その後同年8月には平城尚書省が完全に閉鎖したと思われる。先に録尚書事を免ぜられた元丕はすでに平城を去り并州刺史として太原に居た（『魏書』14 元丕伝・『北史』15 同伝）。陸叡は495年に文武百官が平城を立ち去って平城尚書省が閉じた後であっても、依然として平城に恒州刺史として残留していた。そして定州刺史に任ぜられて、平城尚書省が廃止された翌年496年に平城から離れようとした段になって穆泰とともに政変を企てたのである（『魏書』40 陸叡伝・『北史』28 同伝）。

元丕・陸叡・穆泰は、前に確認した如く、平城において尚書省高官に就いた経歴を有する。穆泰は孝文帝実権期第1期（490～497）A洛陽遷都前に尚書右僕射に就任し、遷都後まで在任していたわけではなく遷都前に離任しており、さほど長い間尚書省に勤めたわけではない。一方元丕は文明太后臨朝聴政期（476～490）以来、495年に并州に出るまで平城尚書省の最上位を長い年月占め続けてきた。陸叡もまた元丕同様、文明太后臨朝聴政期（476～490）以来、尚書省を離れた一時期を挟みながら尚書左僕射・尚書令など尚書省高官を少なからざる年数の間経験している。洛陽遷都前の平城尚書省単立時代から洛陽遷都後の平城・洛陽両尚書省並

立時代（494年12月～495年8月）にかけて平城尚書省において隠然たる勢力を有していたと考えられる。元丕・陸叡を尚書省高官から外した後、平城尚書省において兩人を支持する勢力を削ぎ落としたと推察される。元丕は録尚書事を免ぜられた後、并州に移り、平城を離れたが、陸叡は恒州刺史として平城に留まった。

政変が企てられた時点で、元丕は并州刺史として赴任して、すでに平城から去っていたとはいいながら、息子の元隆・元超・元業3兄弟は平城に滞在しており、平城との繋がりを残していた。陸叡は、とくに平城・洛陽両尚書省並立時代（494年12月～495年8月）前の493年の孝文帝の第1回平城－洛陽行（493年8月～9月）から並立時代の後の496年に定州刺史に任命されて交替する穆泰と会い政変を企てるまでの間、495年までの間平城において尚書令として立ちつづける一方、平城周辺の民政を治める牧民官恒州刺史、さらに同地方の軍事を掌管する都督恒・肆・朔三州諸軍事及び都督恒・朔二州諸軍事を歴任しており（『魏書』40陸叡伝・『北史』28同伝）、上述した政変計画の同調者右將軍元隆・驍騎將軍元超・撫冥鎮將元業・射声校尉元樂平・前彭城鎮將元拔及び代郡太守元珍にみる如く、就いていた官職から、軍民両方面にわたる支持者がいたものとみられる。恐らく、陸叡を中心とする反孝文帝勢力が旧都平城の軍事・民政の両機構に蟠っていたのであろう。上記の処分により、かかる勢力が粉碎された。孝文帝集団から、洛陽遷都に反対する元丕・陸叡を排除し、同集団を賛成者一色に染め上げた。

孝文帝集団構成員中、主要な支持者として、孝文帝の兄弟元禧（咸陽王）・元幹（趙郡王）・元雍（高陽王）・元羽（広陵王）・元勰（彭城王）・元詳（北海王）を先ず挙げることができよう(7)。かれらは、直接・間接に遷都事業に協力した。遷都事業支持者を、孝文帝の兄弟からみると、以下の如くなる。元禧（咸陽王）・元幹（趙郡王）・元詳（北海王）は、洛陽遷都後に設置された洛陽内外を管轄区域とする司州牧に以上の順番で任命された（『魏書』21上元禧伝・『北史』19同伝、『魏書』21上元幹伝・『北史』19同伝、『魏書』21上元詳伝・『北史』19同伝）。元詳（北海王）は、前述した如く、494年12月に第1回南斉親征行（494年12月～495年5月）に臨んで、尚書僕射（左右は不明）に任ぜられて留守の任に当たった（『資治通鑑』139 齊紀5 明帝建武元年〔494〕12月辛亥の条）。497年8月の第2回南斉親征行（497年8月～499年正月）開始時に行中領軍に転任して、洛陽を留守し、帰還してきた孝文帝から、洛陽をよく守り、自分の意に叶っていると讃えられた。498年4月には元幹（趙郡王）が亡くなった後を襲って司州牧に任命された。行中領軍就任時には、造營業務を兼ねて監督し、499年に宣武帝が即位すると、食邑1000戸を加増された（『魏書』21上元詳伝）。元雍（高陽王）は494年10月に平城の七廟の神主を洛陽に移した（『魏書』21上元雍伝、『魏書』31于烈伝・『北史』23同伝、『資治通鑑』139 齊紀5 明帝建武元年〔494〕10月戊申の条）。さらに孝文帝の第1回南斉親征行により生じた第3回洛陽留守期間（494年12月～495年5月）には行鎮軍大將軍として洛陽において留守を総撰した（『魏書』21上元雍伝）。

元羽（広陵王）は、洛陽遷都事業に直接関与したわけではなく、孝文帝が第1回平城－洛陽行（493年8月～493年9月）以後第1回洛陽－平城行（494年2月～494年閏月）まで洛陽・鄴滞在で生じた第1回平城留守期間（493年8月～494年閏月）に平城を守って側面から貢献した。孝文帝が第1回南斉親征行（494年12月～495年5月）から帰還した後、495年12月に青州刺史に転出した（『魏書』7下高祖紀下 太和19年〔495〕12月辛酉の条）。赴任時、第1回平城留守期間（493年8月～494年閏月）における留守の功績に

より、494年12月に食邑として賜与された渤海郡東光県の2000戸に、500戸を加えられた（『魏書』21上元羽伝）。これは洛陽遷都のために孝文帝が空けた平城を留守することにより、遷都事業を円滑に進めた事を評価されたのであろう。元勰（彭城王）は、前に確認した如く、孝文帝の第1回平城－洛陽行（493年8月～9月）・第2回平城－洛陽行（494年10月～11月）・第1回洛陽－平城行（494年2月～494年閏月）・第2回洛陽－平城行（497年正月～497年2月）・第1回南斉親征行（494年12月～495年5月）・第2回南斉親征行（497年8月～499年正月）・第3回南斉親征行（499年3月～499年4月）に随従し、身边警護に当たった（『魏書』21下元勰伝・『北史』19同伝）。

洛陽遷都事業が動き始めてから重用した人物も、認められる。元賛・穆亮・于烈である。この3名は、洛陽遷都を機に孝文帝集団に加えられたとみなされる。

元賛は、孝文帝の第1回平城－洛陽行（493年8月～493年9月）に加わり、洛陽到着後司州刺史に任命され、ついで洛陽で尚書左僕射に任ぜられた。499年に他界するまで終生尚書左僕射から外されることはなかった。その後孝文帝の第1回洛陽－平城行（494年2月～494年閏月）に随従して、平城に移動したとみられる。494年9月平城において孝文帝自身が行った考課を受けた。その後495年8月まで平城に滞在し、同年9月には洛陽に再び戻ったと考えられる。洛陽では、第2回南斉親征行（497年8月～499年正月）・第3回南斉親征行（499年3月～499年4月）の最中、留守の任に当たった。死後、留守賛輔の功績により、爵を上谷侯から晋陽県伯に進められた。洛陽においてか、平城においてか、いずれにおいてかは不明であるが、洛陽遷都に対して異論が出る中で、賛意を表した（『北史』15元賛伝）。その結果、孝文帝から高評価を博して信頼されるに至ったと思われる。それ故孝文帝が上記2度の南斉親征行に出るに際しては、その手を取って後事を託したと言う。後事を託したのは、孝文帝が洛陽遷都を計画していた時に、反対者が多い中で賛意を示して信頼を得たからであろう（『北史』15元賛伝）。

穆亮は、前述した如く、493年8月に車騎大將軍・都督関右諸軍事元幹（河南王、のち趙郡王）の副将として孝文帝の別働隊と南斉領の梁州・益州に向けて平城から南下したが、同年10月関中滞在中に孝文帝に洛陽へと召喚された（『魏書』7下高祖紀下 太和17年〔493〕10月戊寅朔の条、『魏書』105之4天象志）。以後497年7月に497年7月に冀州刺史に転出するまで（『魏書』7下高祖紀下 太和21年〔497〕7月戊辰の条、『魏書』27穆亮伝・『北史』20同伝）、洛陽に滞在した。洛陽では、496年に宮室造営に従事した（『魏書』7下高祖紀下 太和17年〔493〕10月戊寅朔の条、『魏書』105之4天象志）。上述した如く、兄穆羆が穆泰・陸叡の政変計画に関わったが故に、自発的に司空を辞したが（『魏書』7下高祖紀下 太和21年〔497〕6月癸亥の条、『北史』3魏本紀3 太和21年〔497〕6月癸亥の条）、当人は洛陽遷都に反対したわけではなく、むしろ遷都事業に身を砕いたのである。洛陽遷都賛成者にして、貢献者であると言ってよいであろう。

于烈は、孝文帝の「南斉親征」を名目として平城を立ち洛陽到着後遷都を宣した第1回平城－洛陽行（493年8月～493年9月）に衛尉卿として従った。洛陽到着後、遷都に対して異論が噴出する中、異議を敢えて唱えなかったことが孝文帝の歓心を買ひ、平城に戻って尚書省の庶政を行うよう命じた（『魏書』31于烈伝・『北史』23同伝）。第1回洛陽－平城行（494年2月～494年閏月）で平城に戻った孝文帝がわざわざ手を取って、494年10月に元雍（高陽王）とともに平城の七廟の神主を洛陽に移す任務を託した（『魏書』21上元雍伝、『魏書』

31 于烈伝・『北史』23 同伝、『資治通鑑』139 齊紀5 明帝建武元年〔494〕10月戊申の条)。穆泰・陸叡一派が謀反を企てた時には、本人はもとより、一族から同調者を1人も出さず、孝文帝の信頼を深めた(『魏書』31 于烈伝・『北史』23 同伝)。

洛陽遷都推進事業を遂行する上で最も中心的役割を果たしたのは、孝文帝が遷都の意向を公言する前に告白し、遷都当初から積極的に立ち働いた元澄(任城王)と李沖に他なるまい。遷都事業において、元澄(任城王)は表に立ち、李沖は裏で下支えした(8)。元澄(任城王)については、孝文帝が490年の文明太后馮氏の他界後、翌491年正月にはじめて皇信堂の東室で政治を聴いた後、同年5月に律令改定に着手するの議論前に、最初の相談相手に選ばれた旨は先に述べた。孝文帝が「南斉親征」を名目に平城を立つ前に、百官を前に公言するのを憚り、内心奥に秘めていた「洛陽遷都」の意志を告白した相手は、元澄(任城王)に他ならない。元澄(任城王)は賛意を表して、洛陽から長安への遷都を進言した婁敬(劉敬)を支持した前漢高祖の臣下張良に喩えられるほどに孝文帝から絶大な信頼を得た(『魏書』19 中元澄伝・『北史』18 同伝)。洛陽遷都宣言直後から、元澄(任城王)は遷都事業が脅かされそうになる危機に直面する場面において、孝文帝の意志を体現して東奔西走し、洛陽遷都の実現と保持に貢献した。その足跡をみてみよう。

前述した如く、孝文帝には493年9月に「洛陽遷都」を決定した後、新都洛陽城の建設とともに、平城を留守していた臣下に対して、洛陽遷都を承服させる説得工作が先ず最初に着手すべき課題として残っていた。元澄(任城王)は493年8月に名目上の「南斉討伐軍」に参加して、尚書左僕射のまま孝文帝とともに平城を離れ、同年9月に洛陽に至り、494年閏月に孝文帝が平城に戻る前、493年9月または10月に孝文帝と一旦別れて平城に派遣された。平城に着くと、留守していた諸官に洛陽遷都を告知した。平城を守っていた諸官にとり、孝文帝が「南斉親征」のために平城を進発したはずであったのが、実際は洛陽への遷都行であったのを知り、寝耳に水であったに相違ない。驚くかれらを前に、元澄(任城王)は説得を試み、留守官を一応承服させた。もっとも元澄(任城王)の一度の説得ですべての留守官が全面的に心服していたわけではない。翌494年閏月に孝文帝は洛陽遷都後はじめて平城に戻ると、留守官を相手に遷都の利害を改めて議論させると、主要人物から異論が出されたり、難色を示されたりしたことから、明らかである。孝文帝による留守官への説得工作に先立ってその地ならしを行ったと言えよう。短時日の滞在後平城を離れ、493年10月には孝文帝と滑台で落ち合い、同月鄴に随行して吏部尚書に叙せられた。鄴に2ヶ月ほど滞在した後、翌494年正月には鄴から洛陽まで孝文帝に陪従したとみられる。翌2月には孝文帝が平城に帰還して留守官の説得に当たる第1回孝文帝洛陽―平城行(494年2月～494年閏月)に随従して、平城に移動し、494年10月まで平城に滞留した。494年9月に孝文帝が自ら実行した考課を受けたのが、この平城滞在中に他ならない。その後、第1回南斉親征行(494年12月～495年5月)に参加したが、途中抜けて洛陽へ帰った。496年10月には陸叡・穆泰らの反乱の企てを阻止すべく、第2回孝文帝洛陽―平城行(497年正月～497年2月)に先行して、洛陽から吏部尚書に行恒州事を兼ねて陸叡・穆泰らの反乱の企てを阻止すべく平城に乗り込んでいった。機先を制して、迅速に平城に入り意表を衝いて陸叡を捕え、政変を未然に防いだ。制圧後第3回孝文帝平城―洛陽間行幸(497年3月～497年6月)に従って洛陽に帰還したとみられる。孝文帝が497年8月庚辰に第2回南斉親征行(497年8月～499年正月)に向けて洛陽を発つ時に、尚書右僕射と吏部尚書を兼任し、洛陽を留守した(497年8月～499年正月)。尚書僕射李沖・御史中尉兼度支尚書

李彪とともに洛陽の政務を参理した（『魏書』19中元澄伝・『北史』18同伝、『魏書』62李彪伝・『北史』40同伝、『資治通鑑』141 齊紀7 明帝建武4年〔497〕8月庚辰の条）。しかしながら第3回南斉親征行（499年3月～499年4月）には自らの死を予感していた孝文帝に万一の時には、大事を委ねるために、同道を求めた（『魏書』19中元澄伝・『北史』18同伝）。かくの如く、元澄（任城王）は孝文帝から信頼されて、洛陽の遷都事業を補佐した。とくに反対者に対しては、矢面に立って対応したことは特筆される。それは、北魏支配者層の中でも頂点に位する宗室元氏の一員であり、しかも元氏中高い地位を占める道武帝直属であったが故に可能であったと考えられる（9）。

一方李冲は孝文帝の「南斉親征」を名目とする第1回平城—洛陽行（493年8月～9月）に従った。493年9月に親征軍が長雨の止まない中洛陽に到着した直後、孝文帝がなおも南斉を目指して進軍を続けるよう命じた。その命に対して、疲弊して糧食を欠いていた軍がそれ以上長雨を侵して遼遠な道を辿って南進を続けることの困難を訴えて、班師を繰り返し強く提言したのが、李冲であった。孝文帝は処罰することを仄めかして恫喝し、李冲の発言を封じようとした。同席していた元休（安定王）・元澄（任城王）もまた李冲に同調して孝文帝を諫止した。そこで孝文帝は平城へ帰還する希望は斥けた上、別な選択肢として洛陽に留まり、都を遷す案を群臣に切り出した。元休（安定王）たちが反対する中、元楨（南安王）が賛意を表明したのに力を得て、反対者を制して、洛陽への定都を決定した。李冲は、前述した如く、早くも孝文帝実権期第1期（490～497）の初期、文明太后への服喪中においても孝文帝から接見が許され、礼儀律令の制定に当たって、たえず下問・相談を受けるほど、孝文帝から信頼・尊敬を博した。両者の関係は「君臣の間、情義二莫し」と表現されるほどの隙間のない親密なものであった（『魏書』53李冲伝・『北史』100同伝）。かかる点に照らして、李冲が493年9月に南斉親征軍の帰還を建言したのは、あらかじめ孝文帝と示し合わせて、孝文帝の口から洛陽遷都案を切り出す呼び水役を演じたに違いあるまい。493年9月の兩人を中心とする問答はすべて孝文帝・元澄（任城王）と事前に打ち合わせて、全軍を納得させるために打った芝居であろう。

李冲は493年9月に洛陽に到着してから以後、平城・鄴に赴いたり第1回南斉親征行（494年12月～495年5月）に従って洛陽を出入りした元澄（任城王）とは対照的に、498年に他界するまでの間終始一貫して洛陽に居た。孝文帝が洛陽を不在にした9回の留守期間中、第9回洛陽留守期間（499年3月～499年4月）に先立つ第8回留守期間（497年8月～499年正月）中の498年に亡くなるまでの間、第1回（493年10月～494年正月）・第2回（494年2月～494年11月）・第3回（494年12月～495年5月）・第4回（495年9月～495年10月）・第5回（496年8月～8月）・第6回（496年9月～9月）・第7回（497年正月～6月）の7回の留守期間すべてに亘って、第8回留守期間（497年8月～499年正月）の途中まで洛陽に留まったのである。李冲は洛陽遷都が決まるや、即ちに新洛陽城の造営を委ねられた。その間、郊外の祭場の設置、宮殿・寝廟の建設など洛陽城内外の整備を進める傍ら、文書の処理に倦むことがなかったと伝えられる（『魏書』53李冲伝・『北史』100同伝）。恐らくは、新しい政策を建議し、実行に移す上で中心的役割を果たしたものと想像される。

平城・洛陽両尚書省並立時代（494年12月～495年8月）に、平城尚書省高官は元丕・元賛・陸叡の3名であった。洛陽尚書省高官は、元澄（任城王）・元詳（北海王）・穆亮・李冲の4名であった。以上7名の尚書省高官中、洛陽遷都反対者は平城尚書省高官の元丕・陸叡の2

名であった。一方賛成者は、平城尚書省高官の元賛、洛陽尚書省高官の元澄（任城王）・元詳（北海王）・穆亮・李冲であった。かく見ると、孝文帝集団内部の旧都平城と新都洛陽の政治勢力の対立という図式が、浮かび上がる。孝文帝は、洛陽遷都を決めた直後、平城尚書省が単立していた時期には、賛成論者である于烈を平城に派遣して反対勢力の動向を監視した可能性がある。そして平城・洛陽両尚書省並立時代においては、少なくとも元丕・陸叡には、洛陽遷都を妨げないことを期待していたものと思われる。だが495年の岳父馮熙への葬礼参加を求めたのを機に、尚書省から兩人を追い払った。元丕はその時平城から去った。陸叡は恒州刺史として平城に依然残った。495年8月には平城に滞留していた文武百官は平城を去り、平城尚書省は廃止された。それは、平城尚書省・洛陽尚書省並立体制の消滅を意味する。496年に定州刺史に赴任することが決まり、いよいよ平城を去ろうとしていた。その時に政変を發動しかかったのである。恐らく、洛陽遷都に反対する勢力が平城から消滅することに、危機感を覚えたのであろう。結局、政変未遂事件を契機に、旧都平城に基盤を置く元丕・陸叡ら、孝文帝の推進する洛陽遷都反対者は孝文帝集団から完全に排除されたのである。平城尚書省・洛陽尚書省並立体制復活の芽を断ち、同時に洛陽尚書省単立体制を確立したことを表している。

孝文帝実権期第1期（490～497）の平城尚書省・洛陽尚書省並立期間（494年12月～495年8月）から孝文帝実権期第2期（497～499）の洛陽尚書省単立期間（495年8月～499年4月）にかけて、洛陽尚書省は高官として胡族の元澄（任城王）・元詳（北海王）・元賛と漢族の李冲が上席を占めていた。その下位の尚書・左右丞・郎官には、平城から第3次移動（494年10月～11月）により洛陽に移住した人々を中心に少なからぬ漢族士人がいたものと考えられる。即ち李彪・崔休・崔亮・崔哲・崔振・張慶・傅永（傅脩期）・高覲・柳崇・鄭長遊・裴映・李引・司馬定・朱孟孫・蕭彦・李良軌である。漢族士人が尚書・左右丞・郎官として上位の尚書省高官在任者を下支えする構造が存していたように見受けられる。この点を、孝文帝に最も重用された元澄（任城王）と李冲が尚書省高官に在任していた時期の下位の官の就任者を一瞥して確認しよう。

元澄（任城王）は平城尚書省・洛陽尚書省並立期間においては494年には洛陽尚書左僕射、494年から495年まで洛陽尚書右僕射（第1回目）に各々就いた。洛陽尚書省単立期間の497年から500年まで洛陽尚書右僕射（第2回目）に任官した。李冲は平城尚書省・洛陽尚書省並立期間の494年から洛陽尚書省単立期間の498年まで洛陽尚書左僕射に在任した。

元澄（任城王）が尚書左右僕射であった時期に、その直下で属官であった、尚書都省において尚書省の実務を実質上統括していた尚書左右丞に漢族士人が就いていたことが認められる。尚書左僕射であった期間、494年9月に平城で尚書左丞として孝文帝による考課を受け公孫良が（『魏書』21上元羽伝・『北史』19同伝）、第3次移動群に身を投じて494年11月に洛陽へ遷って来た後も引き続き在任していた（在任期間：494年10月以前～494年11月以後）（『魏書』33公孫良伝・『北史』27同伝、『魏書』62高道悦伝・『北史』40同伝）。また傅永（傅脩期）は、同時期に都督であった元澄（任城王）の長史と尚書左丞を兼任した（在任期間：494年11月以後～496年7月以前）（『魏書』70傅永伝・『北史』45同伝）。元澄（任城王）が尚書左僕射あるいは尚書右僕射であった期間は元詳（北海王）が尚書僕射であった期間が重なるとみられる。その間、崔休が尚書左丞であった（在任期間：494年12月～495年4月以前）（『魏書』69崔休伝・『北史』24同伝、『資治通鑑』139 齊紀5 明帝建武元年〔494〕12月辛亥の条）。元澄（任城王）が尚書右僕射であった期間には、崔振が

尚書左丞であった（在任期間：497年8月～499年正月以後・3月以前）（『魏書』57崔振伝・『北史』32同伝）。孝文帝が第2回南斉親征行（497年8月～499年正月）に出る前に、その才能が認められて、高陽郡内史から尚書左丞に徴召されたのである（『魏書』57崔振伝・『北史』32同伝）。以上の公孫良・傅永・崔休・崔振の在任時期は、李沖の尚書左僕射在任時期と重複するとみられる。元澄（任城王）並びに李沖の尚書僕射としての任務をかれらが支えたのである。

元澄（任城王）は3度に亘る尚書僕射在任期間中、文官人事を掌管する吏部尚書を兼任したり、あるいは正除された。即ち493年10月吏部尚書に正除され、494年11月に尚書右僕射を兼任した、495年5月以後免官された。その後尚書右僕射兼吏部尚書に任ぜられ、497年2月に吏部尚書に正除された。497年8月に吏部尚書に尚書右僕射を兼任した。499年正月に吏部尚書を解任されて、尚書右僕射に正除された（『魏書』19中元澄伝・『北史』18同伝）。吏部尚書在任中、属官として、二千石郎中を兼ねた吏部郎中の崔亮（『魏書』66崔亮伝・『北史』44同伝）（在任期間：494年11月～499年3月以前）、考功郎中の傅永（傅脩期）（『魏書』70傅永伝・『北史』45同伝）（在任期間：494年10月以前～494年11月以後・496年7月以前）、南主客郎中の鄭長猷（『魏書』55鄭長猷伝）（在任期間：？～498年2月以前）の漢族士人が実務を担当して支えていたことが認められる。とくに崔亮は494年11月に鄴から洛陽に戻った孝文帝により馭馬で尚書二千石郎中として勤めていた平城から洛陽へとわざわざ召喚されて、吏部郎中を兼任した（『魏書』66崔亮伝・『北史』44同伝、『資治通鑑』139 齊紀5 明帝建武元年〔494〕11月の条）孝文帝の意向を受けながら、人事を動かしたものと思われる。尚書僕射とともに、国家機構の要たる人事を握る、尚書中最高位の吏部尚書を兼務した点（10）、元澄（任城王）は李沖以上に強い権限を尚書省内で行使しうる立場に立っていたと考えられる。

平城尚書省は孝文帝実権期第1期（490～496）のB洛陽遷都後（493～497）、495年8月に廃止され、尚書省は洛陽尚書省に1本化され、洛陽尚書省単立体制が成立した。496年に政変未遂事件により、孝文帝集団の構成員にして、もと平城尚書省の高官であった元丕・陸叡が排除され、復活の芽は完全に断たれたとみられる。その後、孝文帝実権期第2期（497～499）の洛陽尚書省単立期間（495年8月～499年4月）に属する、第2回南斉親征行時、第8回洛陽留守期間（497年8月～499年正月）において、元澄（任城王）が尚書右僕射兼吏部尚書、元賛が尚書左僕射、李沖が尚書僕射、李彪が御史中尉兼度支尚書、崔振に尚書左丞が各々配置された体制は、元澄（任城王）を代表に宗室元氏が孝文帝の意向に従って洛陽尚書省を主導し、李沖を筆頭とする漢族士人がその運営を実務面において支えていた構造を表現していると考えられる。それは、孝文帝集団の洛陽遷都支持派で固めた体制である（11）。

註

- (1)①第1章・第2章・第3章の3章は、拙稿「北魏孝文帝代の尚書省と洛陽遷都—宗室元氏の尚書省官への任官状況に焦点を当てて—」(1)（『琉球大学法文学部 人間科学科紀要』27 2012年）に掲載。
- ②第4章・第5章の2章は、拙稿「北魏孝文帝代の尚書省と洛陽遷都—宗室元氏の尚書省官への任官状況に焦点を当てて—」(2)（『琉球大学法文学部 人間科学科紀要』29 2013年）に掲載。

- ③第6章は、拙稿「北魏孝文帝代の尚書省と洛陽遷都—宗室元氏の尚書省官への任官状況に焦点を当てて—」(3)(『琉球大学法文学部 人間科学科紀要』31 2014年)に掲載。
- ④第7章は、拙稿「北魏孝文帝代の尚書省と洛陽遷都—宗室元氏の尚書省官への任官状況に焦点を当てて—」(4)(『琉球大学法文学部 人間科学科紀要』32 2015年)に掲載。
- ⑤第8章は、拙稿「北魏孝文帝代の尚書省と洛陽遷都—宗室元氏の尚書省官への任官状況に焦点を当てて—」(5)(『琉球大学法文学部 人間科学科紀要』33 2016年)に掲載。
- ⑥第9章は、拙稿「北魏孝文帝代の尚書省と洛陽遷都—宗室元氏の尚書省官への任官状況に焦点を当てて—」(6)(『琉球大学法文学部 人間科学科紀要』36 2017年)に掲載。
- ⑦第10章は、拙稿「北魏孝文帝代の尚書省と洛陽遷都—宗室元氏の尚書省官への任官状況に焦点を当てて—」(7)(『琉球大学法文学部 人間科学科紀要』37 2017年)に掲載。
- ⑧第11章は、拙稿「北魏孝文帝代の尚書省と洛陽遷都—宗室元氏の尚書省官への任官状況に焦点を当てて—」(8)(『琉球大学国際地域創造学部 地域文化科学プログラム 地理歴史人類学論集』8 2019年)に掲載。
- (2)孝文帝集団の構成者は註(1)②研究、尚書省高官任官者は、註(1)③研究、孝文帝の行幸・南斉親征の随従者は註(1)⑥研究を各々参照。
- (3)第1回南斉親征の経緯・参加者については、以下の研究を参照。
- ①張金龍『北魏政治史』6(甘肅教育出版社 2008年 219～260頁)
- ②藤井律之「北魏孝文帝の親征」(『東方学報 京都』94 2019年)
- 但し①・②ともに元勰(彭城王)が第2回南斉親征行(497年8月～499年正月)に使持節・都督南征諸軍事・中軍大將軍・開府儀同三司として参加したことには言及しているが、第1回南斉親征行(494年12月～495年5月)において行撫軍將軍として宗子軍を率領し、孝文帝の左右に宿衛したことには触れていない。
- (4)北魏の支配者層が、孝文帝の改革に対して、支持者・反対者に分かれたことについては、以下の研究を参照。王仲犛『魏晉南北朝史』(下冊)(上海人民出版社 1979年 540～543頁)
- 王仲犛氏は、北魏の支配者層が、孝文帝の改革を巡って、保守派・中間派・改革派の3派閥に割れたと述べている。保守派とは改革反対派であり、改革派は改革支持派であり、中間派は両派閥の間にあつて積極的に意志を表明しない模様眺めをしていた人々の集合である。
- 孝文帝が推進した改革は、主要なものを簡単に記せば、以下の通りである。①以外、②以下は493年の洛陽遷都宣言を發してから以降のものである。
- ①〔492年正月〕宗室中道武帝直系子孫以外の構成員並びに異姓の王爵を公爵に降下
(『魏書』7下 高祖紀 太和16年〔492〕正月乙丑の條、『北史』3 魏本紀3 太和16年〔492〕正月乙丑の條、『資治通鑑』137 齊紀3 武帝永明10年〔492〕正月乙丑の條)
- ②〔494年12月〕衣服制度を改革し、胡服を禁止
(『魏書』7下高祖紀下 太和18年〔494〕12月壬寅の條、『北史』3 魏本紀3 太和18年〔494〕12月壬寅の條、『資治通鑑』140 齊紀5 明帝建武元年〔494〕12月の條)
- ③〔494年12月〕王・公・侯・伯・子・男の開國食邑を減削

- (『魏書』7下高祖紀下 太和18年〔494〕12月己酉の条、『北史』3 魏本紀3 太和18年〔494〕12月己酉の条)
- ④〔495年6月〕洛陽で北俗変更・北語禁止令を發布
 (『魏書』7下高祖紀下 太和19年〔495〕6月己亥の条〔北語禁止令〕、『北史』3 魏本紀3 太和19年〔495〕6月己亥の条〔北語禁止令〕、『魏書』21上 元禧伝・『北史』19同伝〔北俗変更・北語禁止令〕、『資治通鑑』140 齊紀6 明帝建武2年〔495〕5月癸亥の条〔北俗変更〕及び6月己亥の条〔北語禁止令])
- ⑤〔495年6月〕洛陽徙住者の本貫地を、代から河南郡洛陽県へ変更し、葬地を洛陽北邙山に決定
 (『魏書』7下高祖紀下 太和19年〔495〕6月丙辰の条、『北史』3 魏本紀3 太和19年〔495〕6月丙辰の条、『資治通鑑』140 齊紀6 明帝建武2年〔495〕6月の条)
- ⑥〔495年12月〕冠服を班賜して、胡服を変更
 (『魏書』7下 高祖紀下 太和19年〔495〕12月甲子の条、『北史』3 魏本紀3 太和19年〔495〕12月甲子の条、『資治通鑑』140 齊紀6 明帝建武2年〔495〕12月甲子の条)
- ⑦〔496年正月〕鮮卑の複姓を単姓に変更
 (『魏書』7下 高祖紀下 太和20年〔496〕正月丁卯の条、『北史』3 魏本紀3 太和20年〔496〕正月丁卯の条、『資治通鑑』140 齊紀6 明帝建武三年〔496〕正月丁卯の条)
- ⑧〔496年正月〕氏族詳定～穆亮・元儼・元嘉(広陽王)・陸琇が遂行
 (『魏書』113 官氏志、『資治通鑑』140 齊紀6 明帝建武三年〔496〕正月丁卯の条)
- ⑨〔496年正月〕胡漢両族貴族が通婚
 (『魏書』7下 高祖紀下 太和20年〔496〕正月丁卯の条には該当記事なし、『北史』3 魏本紀3 太和20年〔496〕正月丁卯の条には該当記事なし、『魏書』21上 元禧伝・『北史』19同伝、『資治通鑑』140 齊紀6 明帝 建武三年〔496〕正月丁卯の条)
- ⑩〔496年10月〕洛陽徙住兵士(代遷之士)を羽林・虎賁に編制
 (『魏書』7下高祖紀下 太和20年〔496〕10月戊戌の条、『北史』3 魏本紀3 太和20年〔496〕10月戊戌の条、『資治通鑑』140 齊紀6 明帝建武3年〔496〕10月戊戌の条)
- ⑪司州の民12夫に1人を徴発し、公私の力役に提供する、4年更卒制度を施行
 (『魏書』7下高祖紀下 太和20年〔496〕10月戊戌の条、『北史』3 魏本紀3 太和20年〔496〕10月戊戌の条、『資治通鑑』140 齊紀6 明帝建武3年〔496〕10月戊戌の条)
- (5)皇太子元恂の遁走事件については、下記の研究を参照。
- ①長堀武「北魏孝文朝における君権安定策とその背景」(『秋田史学』32 1985年)
- ②松岡弘「北魏漢化政策の一考察」(『駿台史学』98 1996年)
- (6)496年の平城(恒州)での政変未遂事件に関しては、以下の研究を参照。

- ①唐長孺「拓跋族的漢化過程」（『歴史教学』1956年、のち『魏晉南北朝史論叢続編』生活・読書・新知三聯書店 1959年、のち『唐長孺文集』1 中華書局 2011年所収）
- ②註(5)①長堀武氏研究
- ③註(5)②松岡弘氏研究
- ④川本芳昭『魏晉南北朝時代の民族問題』「第6章 北族集団の崩壊と太和二十年の謀反・北鎮の乱」（汲古書院 1998年）
- ⑤張金龍『北魏政治史研究』（甘肅教育出版社 2003年 164頁、170～177頁）
- ⑥李光明『北魏孝文帝与古都洛陽研究』（中州古籍出版社 2017年 136～137頁）

①・②・③・④・⑤・⑥は、共通して孝文帝の洛陽遷都を含む「漢化政策」に対して反発して起こした事件であると理解している。とくに④は①・②の見解に賛意を表した上で、さらに反対者側に孝文帝の「漢化路線に代わるビジョンを提示し、北族集団全体をまとめる力量がなかったと指摘している。また⑤は、穆泰は鮮卑の伝統文化に反する孝文帝の「漢化改革」に反発し、陸叡は封爵改革に不満を持ったと述べている。⑥は、とくに改革の成否を分ける遷都問題において、「保守派」の強烈的な反対を惹起したと言っている。

(7)孝文帝の兄弟である献文六王(元禧〔咸陽王〕・元幹〔趙郡王〕・元雍〔高陽王〕・元羽〔広陵王〕・元勰〔彭城王〕・元詳〔北海王])が、孝文帝集団中、重用されたことについては、以下の研究を参照。

- ①張金龍「北魏孝文帝時期統治階級結構試探」（『鄴城暨北朝史研究』河北人民出版社 1991年、のち『北魏政治制度論稿』甘肅教育出版社 2003年所収）
- ②松下憲一「北魏の洛陽遷都」（『史朋』32 1999年、のち『北魏胡族体制研究』北海道大学出版会 2007年所収）

これまで小論では尚書省にほぼ限って洛陽遷都推進時の体制を考察してきた。それに対して、②松下憲一氏研究は洛陽遷都の推進体制に関して、とくに尚書省に焦点を当てて論じていないが、洛陽遷都と平行した南伐に際して、国政・軍事の要職に孝文帝に最も近しく信任された、兄弟である献文六王配されたと指摘している。

(8)元澄と李冲については、各々以下の研究を参照。

- ①呉少珉「北魏鮮卑族政治家元澄」（『史学月刊』1986-1 1986年）
- ②張金龍『北魏政治史研究』（甘肅教育出版社 2003年 162頁）
- ③注(7)①張金龍氏研究
- ④松下憲一「李冲」（窪添慶文編『魏晉南北朝史のいま』勉誠出版 2017年）
- ⑤註(6)⑦李光明氏研究 135～141頁

①は元澄が保守的な鮮卑貴族中であって孝文帝の股肱として用いられ、政治・経済・文化方面において改革を進める上で、その才能を遺憾なく発揮したと言っている。とくに洛陽遷都に関しては、496年に平城での政変計画を潰すなど宗室元氏の領袖としてその実現を後押しした旨を述べている。

②③は、元澄を改革派の大臣にして「宗室領袖」と評価している。

④は李冲とともに元澄が孝文帝の親政期に着手した一連の改革、即ち491年の律令の改定、

廟号の変更をはじめ、496年の胡姓から漢姓への変更などを支えたと指摘している。また洛陽遷都についても、計画に事前から関与していたことを述べる。

⑤は、孝文帝の改革は元澄の支持・協力があって、始めて成就し得たと述べている。また李冲については、元澄・元勰に協力して、孝文帝を輔佐して改革事業を完成に導いたと指摘している。

(9) 註(8)①・②・③研究参照

孝文帝実権期第1期(490～496)のA洛陽遷都前(490～493)、注(3)で述べた通り、洛陽遷都開始の前年492年に宗室中道武帝直系子孫以外の構成員並びに異姓の王爵を公爵に降下した。

元澄(任城王)は5世祖が道武帝、高祖父が明元帝、曾祖父が太武帝、祖父が元晃、父が元雲(任城王)であり、父元雲(任城王)が孝文帝代481年に他界した後王爵を襲封し、爵制改革後も道武帝直系の立場により、依然として王爵を保ったが(『魏書』19中元澄伝・『北史』18同伝)、元丕は高祖父が拓跋翳槐(烈帝)、曾祖父が元謂(拓跋謂)、祖父が元烏真(拓跋烏真)、父が元興都(拓跋興都)であり、道武帝の直系でない疏族であったが故に東陽王から平陽郡公に降爵された(『魏書』14元丕伝・『北史』15同伝)。道武帝の直系として王爵を保った元澄(任城王)は、降爵した他の宗室疏属に対して強い発言力を有したと考えられる。

(10) 嚴耕望「北魏尚書制度考」(『歴史語言研究所集刊』18 1948年)参照。

嚴耕望氏によると、吏部尚書は、北魏代前期においてはその地位は高くなく、南部尚書・殿中尚書に比べてはるかに低かったが、孝文帝代の改制により他の尚書より高い地位を付与され、列曹尚書中最高の位地を占めた。

495年12月、孝文帝は群臣を光極堂で引見して品令を宣した(『魏書』7下 高祖紀下 太和19年〔495〕12月乙未朔の条、『北史』3 魏本紀3 太和19年〔495〕12月乙未朔の条、『資治通鑑』140 齊紀6 明帝建武2年〔495〕12月乙未朔の条)。これが、吏部が銓叙授官を行う大選のはじまりであった。品令を宣した495年12月当時、元澄(任城王)が吏部尚書を兼任していたか否かは不明である。

(11) 当時の政治体制については、以下の研究を参照。

①註(10)嚴耕望氏研究参照。

嚴耕望氏が引用している『魏書』太祖本紀皇始元年9月の条において、北魏尚書省を396年に創設した際、尚書郎に漢人士大夫(=文人)が用いられた旨が述べられている。かかる状況は、孝文帝代においても引き継がれたものと思われる。

②注(7)② 松下憲一氏研究参照。

尚書省高官には胡族の宗室であった元澄(任城王)・元賛、八姓に分類される穆亮・于烈、漢族では李冲が認められるが、その中元澄(任城王)は父元雲(任城王)が孝文帝代481年に他界した後王爵を襲封し、爵制改革後もその保持が認められた道武帝の直系であるが、元賛はそれに対して高祖父が拓跋什翼犍(昭成帝)、曾祖父が元壽鳩(拓跋壽鳩)、祖父が元遵(拓跋遵)(常山王)、父が元素(拓跋素)であり、道武帝の直系ではなく、王爵には及ばない上谷侯を授けられたにしか過ぎない疏族である(『北史』15元賛伝)。従って、尚書省高官就任者のみに限ってみると、元氏は道武帝の直系子孫のみが尚書省高官に任官していたとは言えない。但し孝文帝集団中尚書省高官就任者以外に視野を広げて、遷都事業を支えた主要人物を改めて

みると、胡族の宗室の孝文帝の兄弟、献文六王である元禧（咸陽王）・元幹（趙郡王）・元雍（高陽王）・元羽（広陵王）・元勰（彭城王）・元詳（北海王）が挙げられることから、松下憲一氏の述べる如く、洛陽遷都時には孝文帝親近の宗室諸王、鮮卑八姓貴族、漢人士大夫により政治運営が行われたとみられる。